平成２８年（フ）第２１２４号
横浜市旭区南本宿町42番地２
破産者　高橋　　稔
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７号
横浜市栄区本郷台２丁目２番３号
破産者　青山　　崇
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０８号
神奈川県茅ヶ崎市今宿645番地１サンハイツ今宿201号、前住所神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田61番地37
破産者　内藤　則之
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９号
石川県加賀市山中温泉上原町ワ515番地
破産者　中谷　博行
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１５号
石川県能美市緑が丘４丁目44番地
破産者　田中ひとみ
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１９号
大分県佐伯市春日町５番20号
破産者　中尾　正彦
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目５番15―507号
破産者　室屋　　勉
1　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
2　一般調査期日　平成29年12月19日午前10時30分
平成29年10月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
鹿児島県鹿児島市加治屋町16番15―203号
破産者　宮下　友子
1　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
2　一般調査期日　平成29年12月５日午前11時
平成29年10月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
福岡県朝倉市一木424番地４　ハピネスメゾンＣ105号
破産者　宮本　　誠
1　破産債権の届出期間　平成29年11月６日まで
2　一般調査期日　平成30年１月12日午前10時30分
平成29年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０３号
大分市大字中戸次4179番地の８
破産者　油布　雅浩
1　破産債権の届出期間　平成29年11月９日まで
2　一般調査期日　平成29年12月５日午前11時
平成29年10月10日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７８号
兵庫県相生市川原町24番６号
破産者　松田　　晋
1　破産債権の届出期間　平成29年11月10日まで
2　一般調査期日　平成30年１月12日午後１時30分
平成29年10月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０号
福岡県八女市黒木町黒木77番地６
破産者　吉村　史晴
1　破産債権の届出期間　平成29年11月10日まで
2　一般調査期日　平成29年12月20日午前10時
平成29年10月10日
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
岐阜県羽島郡岐南町平島１丁目158番地
破産者　株式会社プラウト
1　破産債権の届出期間　平成29年11月13日まで
2　一般調査期日　平成30年１月30日午後１時30分
平成29年10月10日　岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３０１１号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目16番８号
清算株式会社　東光通商株式会社
代表清算人　切石　博之
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権に対する弁済
1　弁済
清算株式会社は、別紙協定債権一覧記載の協定債権者のうち、コクヨ株式会社、コクヨマーケティング株式会社、切石博之及び切石充代を除く協定債権者（以下「弁済対象協定債権者」という。）に対し、次のとおり弁済を行う。
⑴　弁済額
弁済対象協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の元本部分（ただし、日本政策金融公庫の約定劣後債権5,000万円は除く。）（金額は、別紙協定債権一覧「本件元本協定債権」欄記載のとおり。以下「本件元本協定債権」という。）の12.63％。
⑵　弁済日
本協定の認可決定確定日から２か月が経過した日の属する月の末日。
ただし、清算株式会社は、上記弁済日より前の日を、弁済日として指定して、当該日に弁済することができる。この場合、清算株式会社は、弁済対象協定債権者に対して、後記２⑵に従って、弁済日を事前に通知する。
2　弁済に関するその他の事項
⑴　生じた端数の処理
弁済額の計算において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
⑵　支払いの方法
清算株式会社は、上記１⑵の弁済日の２週間前までに、弁済対象協定債権者に対して、弁済額及び弁済日を通知するとともに、弁済の振込先金融機関口座を記入する返送用書面を送付する。
清算株式会社は、弁済対象協定債権者が上記返送用書面にて指定した金融機関の口座に振り込む方法により支払う。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
なお、弁済対象協定債権者が、弁済日の３日前までに上記返送用書面を清算株式会社に返送しない場合、清算株式会社は、管轄法務局において、当該金員を供託することができる。
⑶　休日の取り扱い
本協定に基づく弁済日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日をもって弁済日とする。
3　その他の事項
清算株式会社が、上記に従って、弁済対象協定債権者に対して、通知又は書面を送付する場合は、ファクシミリによるものとする。ただし、清算株式会社と弁済対象協定債権者が、別途の方法を合意することを妨げない。